

小名浜検潮所  
検潮井戸内堆積物除去作業仕様書

令和7年度  
仙台管区気象台

## 1 件 名

小名浜検潮所 検潮井戸内堆積物除去作業

## 2 目 的

本件は、小名浜検潮所の検潮井戸内の堆積物を除去することにより、検潮所の機能を正常に維持し、沿岸防災業務の円滑な遂行に資するために実施するものである。

## 3 適用範囲

本仕様書は、小名浜検潮所 検潮井戸内堆積物除去作業について適用する。

## 4 履行期限

令和8年3月13日(金)

## 5 作業場所

福島県いわき市小名浜字高山小名浜港4号埠頭地先 小名浜検潮所 (別紙1参照)

## 6 連絡先

(1) 仙台管区気象台 気象防災部 観測整備課 (提出物に関すること)

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

TEL 022-290-6881

(2) 仙台管区気象台 総務部 会計課 (契約に関すること)

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15

TEL 022-297-8101

(3) 気象庁 大気海洋部 環境・海洋気象課 (作業に関すること)

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

TEL 03-3434-9126

## 7 監 督

(1) 仙台管区気象台の任命する監督職員により、作業内容が本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行うものとする。

(2) 監督職員は、作業の進捗状況や提出書類の内容に関して、受注者に対し補足説明を求め、また、補足資料の提出を要求することができる。受注者は、その説明資料の提出及び方法について監督職員の指示に従うものとする。

(3) 仕様書の内容に疑義を生じた場合は、受注者は速やかに監督職員の指示を求めなければならない。この場合、当該指示を文書によって行うよう要求することができる。

## 8 検 査

(1) 本作業の完了時に、仙台管区気象台が任命する検査職員により完了検査を実施するものとする。完了検査は、本仕様書に適合するか否かにより、合格または不合格の判定を行うものとする。

(2) 受注者は、検査職員が行う完成検査に対して、必要な支援を行い、検査職員の職務の遂行に協力すること。

## 9 提出書類

以下の書類を監督職員へ電子ファイルで提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式(エクセル、ワード、PDF等)とすること。なお、提出期日は土曜日、日曜日及び祝日を含めないものとする。

(1) 工程表

受注者は、本仕様に基づく工程表を、契約締結後7日以内に提出し、承認を得ること。

(2) 作業従事者名簿

受注者は、作業実施日の3日前までに作業従事者名簿（別紙2）を提出すること。

（3）打合せ議事録

本仕様に関して打ち合わせを行ったときは、その議事録を打ち合わせ後速やかに提出すること。

（4）作業日報

作業期間中の作業日報（別紙3）を作業日毎に作成し提出すること。

（5）作業報告書

ア 作業写真

作業前、作業中及び作業完了時の状況（井戸及び導水管への泥、生物等の堆積、付着状況を含む）をカラーで写真撮影し、説明文を添付すること。

イ 作業考察

潜水士による井戸及び導水管や導水管口の周辺の状況の確認結果を記述すること。

また、本作業の結果から、今後の井戸及び導水管の清掃作業に係る注意事項等がある場合は記述すること。

## 10 連絡及び指示事項

- （1）本作業に使用する機械、機材等は、導水管の応答特性調査に使用する取水口の止水栓も含めて受注者が用意すること。また、作業に必要な光熱水料についても受注者が負担すること。
- （2）受注者は、作業現場の管理及び申請等を関係法規に従い遺漏なく行い、事故防止に努めること。
- （3）本作業は、可能な限り干満潮時の前後1時間は避け、平日の08時30分から17時00分の間に実施すること。また、本作業が時間外に及ぶ場合は、事前に監督職員に申し出て許可を得ること。
- （4）波浪や悪天により作業が不可能である、または不可能となることが予想される場合、監督職員と協議し作業の日程を変更して実施すること。
- （5）受注者は、本作業において既存の建物・工作物等に汚染・損傷のおそれのあるものについては、適切な方法で養生を行うこと。
- （6）本作業において既存の建物・工作物等に汚染・損傷を与えた場合は、受注者の責任ですみやかに現状に復旧すること。
- （7）本作業に伴う諸手続き及び諸届出の一切の事務は受注者が代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。
- （8）除去物等本作業による発生材は全て場外搬出とし、関係法令に基づき処分を行うこと。
- （9）本作業において、仕様書及び作業上の疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。
- （10）監督職員及び検査職員から作業内容の不備について指摘を受けた場合、受注者は直ちに適切な措置をとること。
- （11）作業完了後は、作業現場の後片付け後に清掃を行うこと。
- （12）提出書類について、気象庁は受注者の了解なしにこれを複写し、転載使用できるものとする。

## 11 保証

本作業の完了後1年以内において、本作業に起因する破損または不具合等が生じた場合は、受注者の責任で速やかに適切な処置を講ずること。

## 12 仕様

- （1）井戸内（ヒューム管：内径1.0m・深さ10.4m）の目視点検を行い、砂泥等の堆積物、ゴミ、貝殻・海草等の付着物等をコンプレッサの圧送等により除去し、清掃すること。
- （2）点検の際、破損箇所等を発見したときは速やかに監督職員へ報告すること。



小名浜検潮所位置図

別紙2

### 作業従事者名簿

令和 年 月 日

## 作業日報

令和 年 月 日		曜日	天 候				
契約件名	小名浜検潮所 検潮井戸内堆積物除去作業			会社名等			
作業時間	時 分～ 時 分		作業責任者				
作業場所		作業人員	技術者 名	工 数	技術者 人時	進捗率 %	%
			労務者 名		労務者 人時		
会社名・所属等	氏 名		会社名・所属等	氏 名			
作業内容							
打ち合わせ事項							
材料等の搬入状況							
翌日の予定							

注 1 用紙の寸法は日本産業規格A4列4とすること。

2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。

4 全作業従事者の「所属・氏名」を記載すること。